

消費者

お試しのつもりが定期購入に！
その価格、条件付きではないですか？



Aさんは、テレビショッピングで美容と健康によいという「黒酢のサプリメント」が「1カ月分で通常3500円のところ、今ならお試しで500円」と聞き、購入しました。

その1カ月後に、また商品が届き、驚いて請求書をよく見ると、全部で4回続けて購入する「定期購入」で、しかも、2回目からは、通常価格に近い3000円となっていました。

Aさんは、返品したいと事業者に連絡しましたが、応じてもらえず、消費者センターへ相談しました。事業者のホームページを確認したところ、「4カ月の継続が条件で、休止は次回発送日の7日前まで」ととても小さい文字で書かれていました。

* * *

この相談では、定期購入であることが極めて分かりにくいことを消費者センターから事業者に伝え、Aさんが2回目の商品を返品する送料を

負担し、解約することができました。

このように、テレビショッピングや新聞の折り込みチラシなどで、「お試し」「格安」などを強調しているものの、実際は「〇回以上の購入が条件」となっている健康食品や化粧品などがあり、解約できないといった相談が多く寄せられています。通信販売の場合、フリーリング・オフは適用されないの、簡単に解約はできません。

派手な広告や「今だけ」「30分以内」「お得なコース」などといった言葉に惑わされずに、注文時に、定期購入になっていないかや、返品の可否をきちんと確認することが重要です。さらに、最初に商品が届いた時に同封の書類を必ず読むようにしましょう。

商品の表示に不備がある場合や、商品が実際と違っていた場合などは契約を取り消すことができることもありますので、消費者センターにご相談ください。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用 ☎8299・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。